

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年4月4日（令和6年（行情）諮問第387号）

答申日：令和8年7月1日（令和8年度（行情）答申第292号）

事件名：「ハイチ国際緊急援助活動及びPKO行動史 陸上幕僚監部」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月21日付け防官文第6540号及び平成30年7月31日付け同第12379号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア及びイ （略）

（2）審査請求書2（原処分2について）

アないしカ （略）

キ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年4月21日付け防官文第6540号により、

本件対象文書のうち、文書 1（表紙のみ。）について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、平成 30 年 7 月 31 日付け同第 12379 号により、本件対象文書のうち、文書 1（表紙を除く。）及び文書 2 について、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 6 年 10 か月及び約 5 年 6 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（１）ないし（４） （略）

（５）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 1 号及び 3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（６）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 令和 6 年 4 月 4 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月 19 日 | 審議 |
| ④ 令和 8 年 6 月 25 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法 5 条 1 号及び 3 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文

書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法５条１号該当性について

ア 写真又は映像の顔部分について

別表の番号４及び９に掲げる不開示部分は、自衛官及び民間人の写真又は映像の顔部分であると認められる。

当該部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法５条１号ただし書該当性について検討するに当たり、自衛官の顔写真等を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真等については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該部分の自衛官については、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

上記の諮問庁の説明に加え、民間人についても、その写真等の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、当該部分は、法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 民間人の氏名等について

別表の番号４及び９に掲げる不開示部分には、民間人の氏名並びに他国の組織の構成員の氏名及び階級が記載又は記録されていると認められる。

当該部分は、一体として法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 自衛隊員の氏名等について

別表の番号４及び９に掲げる不開示部分には、海外に派遣された自

衛隊員の氏名及び階級が記載又は記録されていると認められる。

当該部分は、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、海外に派遣された自衛隊員については、既に氏名及び階級が公になっている自衛隊員を除き、その氏名等を公にすると、当該隊員及びその家族が海外派遣に反対する者等からの嫌がらせや迷惑行為を受けるなど、当該隊員及びその家族個人の権利利益を害するおそれがあることから、当該部分については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）に定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するため、法5条1号により不開示としたものであるとの説明があった。

諮問庁の上記説明を踏まえ、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分を公にした場合、自衛隊員の海外派遣への反対勢力等の一部により、嫌がらせや迷惑行為を受けるなど、当該隊員及びその家族個人の権利利益を害するおそれがあることは否定できないから、当該部分については、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれ」があると認められるので、当該隊員の氏名及び階級は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）法5条3号該当性について

ア 行動等に関する情報について

別表の番号1及び10に掲げる不開示部分には、自衛隊の行動及び運用に関する情報が記載又は記録されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 組織編成等に関する情報について

別表の番号3に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織編成及び現員に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 装備品の機能等に関する情報について

別表の番号５に掲げる不開示部分には、自衛隊の装備品の機能及び性能に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 情報業務に関する情報について

別表の番号６に掲げる不開示部分には、自衛隊の情報業務に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、情報源の推移及び現状が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 指揮系統・通信システムに関する情報について

別表の番号７に掲げる不開示部分には、自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

カ 自衛隊の施設に関する情報について

別表の番号８に掲げる不開示部分には、自衛隊の施設の配置及び構造に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

キ 他国等に関する情報について

別表の番号 2 及び 1 1 に掲げる不開示部分には、他国及び国際機関に関する情報が記載又は記録されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 3 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条 1 号及び 3 号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「P K O行動史（案）」。「案」から正式文書に昇格したものがあればそちらを希望。ブック版と映像版の両方を希望。

2 本件対象文書

文書1 ハイチ国際緊急援助活動及びP K O行動史 陸上幕僚監部 平成28年3月

文書2 ハイチ国際緊急援助活動及びP K O行動史 映像版

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	6 枚目の一部 3 1、3 2～3 7、4 3～5 3、5 5、5 6、5 8～6 3、6 5、6 6、6 9、7 0、7 2、7 5、8 6～9 0、9 2、9 4～9 7、1 0 0～1 0 2、1 1 0、1 1 2、1 1 3、1 1 7、1 1 8、1 2 3～1 2 9、1 3 3～1 3 6、1 3 9～1 4 4、1 4 9、1 5 0、1 5 3、1 5 7～1 6 1、1 6 4～1 6 7、1 7 4、1 7 5、1 7 7、1 7 9、1 8 1～1 8 4、1 9 2、2 1 2、2 1 6、2 1 9、2 2 3、2 2 9、2 4 3、2 6 0、2 6 2、2 7 2、2 7 3、2 7 7、2 7 9、2 9 1、2 9 2、3 2 4～3 3 2、3 3 6、3 3 7、3 3 9、3 4 0、3 4 2、3 4 3、3 4 6～3 4 8、3 5 0～3 5 2、3 5 4～3 7 0、3 7 5～3 8 2、3 8 4、3 9 3、4 0 3、4 0 8 及び 4 3 5 ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動及び運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2		2 0、2 3、2 5～2 8、5 3、8 7、8 8、9 0、9 9～1 0 2、1 0 9、1 1 2、1 1 4、1 1 5、1 2 2、1 6 1、1 6 4、1 8 3、1 8 4、1 8 6～1 9 7、2 0 1	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当す

		～ 2 0 3、2 0 5、2 0 7、 2 0 8、2 4 1、2 4 3～2 4 8、2 5 4、2 5 6、2 6 7、2 6 9、2 7 1、2 7 2、2 7 4、2 7 7、2 8 0、2 8 1、2 8 7、2 9 0、2 9 9、3 2 9、3 3 8、3 5 4、3 6 6、3 7 0、4 2 7、4 2 8、4 3 1 ～4 3 5、4 3 7～4 5 0、 4 5 3～4 7 4、4 7 7～4 9 0、4 9 2、4 9 4～4 9 8、5 0 1～5 2 2、5 2 5 ～5 4 0、5 4 5～5 5 4 及 び5 5 6 ページのそれぞれ一 部	るため不開示とした。
3		2 9、3 2～3 5、3 7、4 5、4 7、4 8、5 0、5 1、5 6～6 0、6 2、7 0、7 8、8 7、9 0、9 2 ～9 4、9 8、1 3 5、1 5 6、1 5 7、1 6 3、1 7 1、1 7 3～1 7 7、1 8 1、1 8 2、1 8 4、2 2 7、2 3 9～2 4 9、2 6 0、2 7 0、2 7 1、2 7 3、3 1 0、3 1 2、3 2 3、3 2 7、3 3 0、3 3 9、3 4 4、3 4 5、3 4 8、3 5 2、3 5 3、3 5 5、3 5 6、3 5 8、3 6 0、3 6 1、3 7 4、3 7 6、4 0 7～4 0 9、4 1 3 ～4 2 1、4 2 7、4 2 8、 4 3 1～4 5 0、4 5 3～4 7 4、4 7 7～4 9 8、5 0 1～5 2 2、5 2 5～5 4 1	自衛隊の組織編成・現員 等に係る情報であり、これ を公にすることにより、自 衛隊の態勢及び運用能力が 推察され、自衛隊の任務の 効果的な遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が国の安全 を害するおそれがあること から、法 5 条 3 号に該当す るため不開示とした。

		及び５４５～５５６ページのそれぞれ一部	
４		３０、８０、８４、８５、９０、９３、９５、９７、９８、１０２～１０４、１０６～１０８、１１１～１１３、１１６～１１８、１２０、１２１、１２３、１２６、１２８、１３５、１４９、１７８、１８９、１９２、２３２、２３３、２３５、２３６、２３８～２４０、２４４、２５３、２５５、２５６、２６０、２６８、２７４、２７５、２８４、２８５、２８８、２９５、２９７～３０２、３０４～３０８、３１１～３１６、３１８、３２０、３２５、３３１、３５７、３８２、３８５、３８８、４３９、４４８、４５８、４６０、４６５、４７２、４７９～４８１、４８３、４８９、４９７、５０８、５５１及び５５４ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
５		３６、５５、７３、７７、１６０、１６１及び２６３～２６６ページのそれぞれ一部	自衛隊の装備品の機能、性能等に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
６		７１及び２５０ページのそれ	自衛隊の情報業務に関す

		ぞれ一部	る態勢に係る情報であり、これを公にすることにより、情報源等の推移、現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
7		73、74、77、87、88、93、123、258、290、291及び373ページのそれぞれ一部	自衛隊の指揮系統・通信システム等に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
8		73、101、102、136、162、185～196、199、201～203、205、371及び372ページのそれぞれ一部	自衛隊の施設の構造・配置に係る情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
9	文書2	10秒～1分1秒、 1分28秒～1分31秒、 1分36秒～1分38秒、 1分44秒～1分47秒、 1分49秒～1分53秒、 2分～2分2秒、 2分6秒～2分25秒、 2分29秒～2分56秒、 3分24秒～3分35秒、 3分58秒～4分、	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。

		4分39秒～4分50秒、 4分53秒～4分54秒、 4分57秒～5分4秒、 5分7秒～5分9秒、 5分50秒～6分10秒、 6分22秒～6分36秒及び 7分54秒～8分21秒の映像のそれぞれ一部	
10		1分34秒～1分35秒の音声の一部	自衛隊の行動及び運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11		3分41秒～3分45秒の映像の一部	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

※文書1の枚数の表記は、当該行政文書の全体の枚数を記載している。

※文書1のページ番号は、当該行政文書に記載されているページ番号を指す。